

入院時の食事に係る標準負担額が 改定されます

2025年（令和7年）4月1日より

- 入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表の自己負担が必要です。

【入院時 1食あたりの負担額】

| 一 般 (70歳未満) | 70歳以上の 高 齢 者 | 標準負担額（1食あたり） | |
|--------------------|-----------------|---|------------|
| | | 令和7年3月31日まで | 令和7年4月1日から |
| ● 一 般 (下記以外) | ● 一 般 (下記以外) | 490 円 | 510 円 |
| | | 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等・ 精神病床に1年以上超入院する患者 | |
| ● 低所得者 (住民税非課税) | ● 低所得者Ⅱ (※1) | 230 円 | 240 円 |
| | | 過去1年間の入院期間が90日超 | |
| 該当なし | ● 低所得者Ⅰ (※2) | 180 円 | 190 円 |
| | | 110 円 | 110 円 |

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に
0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者